自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について(答申(案)概要)

資料1-3

自然共生サイト運用等を踏まえ、場所と紐付いた民間等による取組を促進するため法制度を検討

2024年1月

背景

- ネイチャーポジティブ、30by30目標、劣化地再生の達成が必要
- OECMを活用し身近な自然や多様な動植物の生息環境を保全し、 生態系ネットワークの構築、生態系の健全な回復を推進
- 民間等の取組への期待(自然共生サイト第1期122か所認定)

<u>損失を抑える</u>施策と<u>向上を図る</u>施策の両方を推進し、 ネイチャーポジティブの実現に向けて生態系の健全性 の回復に繋がる**場所と紐付いた民間等の活動**を促進。

必要な措置

(1)場所と紐付いた活動計画の国による認定

- ト 民間等が作成する場所に紐付いた**活動計画を国が認定**
 - ・法制度の面から実行に掛かる課題に対応
 - ・統一的な観点による判定
 - ・国際的な信頼性の確保
 - ・生物多様性が豊かな活動区域はOECMとして登録

(2)活動の対象範囲、計画策定主体、活動内容の方向性

(活動の対象範囲)

▶ 陸域及び海域において、生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復及び創出の活動も対象

(活動計画の作成主体)

- ▶ <u>民間等</u>が作成
- ▶ 市町村が多様な主体と連携して作成





(活動の内容)

- ▶ 生態系タイプや目標に応じて検討整理。 検討整理にあたって、農水省及び国交省と連携
- グリーンウォッシュにならないよう, 土地利用の変遷や 周辺地域との関係性に留意

(5)活動を促進するための方策の推進

▶ 国民運動的に展開するため活動計画の認定は広くした上で、 保全状況や環境価値を評価

(3)活動の継続性及び質の担保への対応策

- ➢ 活動状況を確認し、計画に基づく活動が実施等されていなければ認定取り消し
- ▶ 活動の継続性・安定性担保のための協定制度も用意
- **自治体や民間等による中間支援**の推進
- ▶ 簡便なモニタリング手法の開発・普及、人材育成
- ▶ 活動の継続性や活動内容の見える化
- ▶ 地方公共団体との連携
- > 国内外への普及啓発・理解増進

(4) 関係する分野・施策との連携強化

- ▶ 保護地域等における行為規制の特例や外来生物防除等の 計画のみなし認定により手続きのワンストップ化
- > <mark>気候変動、循環経済、Eco-DRR、観光、健康、教育</mark>等 との連携
- ▶ <u>国土計画、みどり戦略、森林計画、まちづくりGX</u>等との連携・調和を強化、ランドスケープアプローチの推進
- ▶ 支援証明書やマッチング、公的資金の活用など人的・資金的 支援の強化
- ▶ 申請者の負担軽減も意識した、効率化が図れる事務体制の 構築や事前の調整方法の整理